○上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する規則

令和５年４月１２日規則第３１号

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第３０号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第２条第４号の規則で定める非常勤職員）

第２条　条例第２条第４号ア(ｲ)の規則で定める非常勤職員は、１週間の勤務日が３日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日が１２１日以上である非常勤職員とする。

（条例第４条第３号の規則で定める特別の事情）

第３条　条例第４条第３号の規則で定める特別の事情は、条例第６条第１号から第４号までに掲げる事情とする。

（条例第４条第３号の規則で定める場合）

第４条　条例第４条第３号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1)　条例第４条第３号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の１歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2)　常態として条例第４条第３号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第２７条第１

項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第１号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。ウにおいて同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の１歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア　死亡した場合

イ　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ　常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である場合又は産後８週間を経過しない場合

(3)　前条に規定する事情に該当した場合

（条例第５条の規則で定める特別の事情）

第５条　第３条の規定は、条例第５条の規則で定める特別の事情について準用する。

（条例第５条第３号の規則で定める場合）

第６条　第４条の規定は、条例第５条第３号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「１歳到達日」とあるのは、「１歳６か月到達日」と読み替えるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第７条　育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（第１号様式）により行い、条例第６条第７号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の１月（次に掲げる場合は、２週間）前までに行うものとする。

(1)　当該請求に係る子の出生の日から条例第７条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2)　条例第４条第３号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求を

する日が当該請求に係る子の１歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第２号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（条例第４条第２号に規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の１歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3)　条例第５条の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の１歳６か月到達日以前の日である場合

２　任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求の事由を証明する書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第６条第７号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第８条　育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第６条第７号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の１月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、２週間）前までに行うものとする。

(1)　当該請求に係る子の出生の日から条例第７条に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2)　条例第４条第３号に掲げる場合に該当している育児休業

(3)　条例第５条の規定に該当している育児休業

２　前条第２項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（条例第１３条第２号の勤務の形態について規則で定める勤務の日数及び時間）

第９条　条例第１３条第２号の規則で定める日数及び時間は、勤務日が引き続き１２日を超えず、かつ、１回の勤務が１５時間３０分を超えないもの

とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第１０条　条例第１４条の規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、第２号様式によるものとする。

２　第７条第２項本文の規定は、育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長の請求について準用する。

３　条例第１２条第６号の育児短時間勤務計画書（第３号様式）は、第１項に規定する育児短時間勤務承認請求書と同時に提出するものとする。

（部分休業の承認の請求等の手続）

第１１条　部分休業の承認の請求、育児休業法第１９条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更（次項において「請求等」という。）は部分休業簿（第４号様式）により行うものとする。

２　第７条第２項本文の規定は、部分休業の承認の請求等について準用する。

（育児休業等変更届）

第１２条　育児休業、育児短時間勤務又は部分休業（以下この項において「育児休業等」という。）をしている職員は、次に掲げる場合は、育児休業等変更届（第５号様式）により、遅滞なく任命権者に届け出なければならない。

(1)　職員が産前の休業を始めた場合

(2)　職員が出産した場合

(3)　育児休業等に係る子が死亡した場合

(4)　育児休業等に係る子が当該職員の子でなくなった場合

(5)　育児休業等に係る子を養育しなくなった場合

(6)　育児休業等に係る子についての民法第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

(7)　育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

２　第７条第２項本文の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（条例第１９条第２号の規則で定める非常勤職員）

第１３条　条例第１９条第２号の規則で定める非常勤職員は、１週間の勤務日が３日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものとする。

（その他）

第１４条　この規則に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年１１月７日規則第８号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

３　第２条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する規則（以下「新育児休業等規則」という。）第１１条及び第１３条の規定は、施行日以後に承認を受ける部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に承認を受ける部分休業については、なお従前の例による。

４　この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する規則第４号様式による書類は、新育児休業等規則第４号様式によるものとみなす。